

## 愛知県青少年保護育成審議会の委員の公募について

### 1 愛知県の審議会等における公募の考え方

地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関及び附属機関に類する会議（以下「審議会等」という。）の委員について、平成14年度から、審議会等の基本的取扱いに関する要綱第6条第1項第5号に、「構成員の公募は、法令等の趣旨、設置の目的、審議内容等を踏まえ、公募がふさわしいものについて実施すること。」と規定されている。

### 2 他都道府県の青少年関係の審議会等における公募の実施状況について

他都道府県に照会したところ、平成22年10月1日現在、47都道府県中17道府県の青少年関係の審議会等で公募を実施していた。

公募1名（8道県）	北海道、秋田県、宮城県、新潟県、富山県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
公募2名（7府県）	青森県、埼玉県、岐阜県、三重県、京都府、大阪府、徳島県
公募3、4名（2県）	福島県（3名）、長崎県（4名）

### 3 愛知県青少年保護育成審議会の考え方

- (1) 本県の審議会等の基本的取扱いに関する要綱や全国の動向を踏まえて、県民の様々な意見をより広く伺うものとするため、次回改選時の平成23年6月1日に向けて審議会委員20名のうち2名の公募を実施する。
- (2) 公募の実施にあたっては、記者発表、ホームページへの掲載、関係機関への通知などにより広く県民に呼びかける。
- (3) 公募委員の選定については、公募委員選考委員会（一次審査は書類審査、二次審査は個人面接）を実施して公募委員を選考する。